

● 事務所からのお願い

(1)次に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。
ご協力をお願いします。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| ①土地登記簿の住所・氏名を変更した
②土地の売買・贈与・相続した | ⇒ | 各種届出の提出が必要になります
(土地区画整理法85条) |
| ③土地を分筆したい | ⇒ | 従前地分筆の申請が必要になります
(土地区画整理法82条) |
| ④建物の新築・増改築したい
⑤ブロック塀や駐車場を設置したい | ⇒ | 土地区画整理法76条の申請が必要
になります
下の(2)もご覧ください |

※各種届出・申請については、市ホームページに記載されています。
QRコードをご利用ください。
<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/010/001/p000610.html>



(2)(1)④⑤の土地区画整理法76条の申請の際、付保留地(*1)の売買契約
が必要となる場合があります。(原位置換地(*2)の方も同様です。)詳細は
当事務所にお問合せください。

(*1)付保留地

区画整理事業は、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる(公共減歩)他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる(保留地減歩)事業制度です。当事業では、一般保留地と優先処分保留地(付保留地)を定めています。

- ・一般保留地：単独で宅地としての利用が可能
- ・優先処分保留地(付保留地)：減歩に相当する地積を付保留地として定め、隣接する権利者に買い取ってもらうため、単独での宅地利用が困難

(*2)原位置換地

換地の位置を整理前の宅地とほぼ等しい位置に定めること。現位置換地または現地換地ともいいます。

(参考 国土交通省ホームページ)

<https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm>



さいたま都市計画事業 東浦和第二土地区画整理事業

みんなでまちづくり



第30号 2023年7月発行(令和5年度)



(区6-86号線)

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 管理係 048-873-4201

(各種管理業務、各種証明書の発行業務、法76条協議・仮換地指定・従前地分筆に関する業務)

TEL 区画整理係 048-873-0053

(工事の設計・監督に関する業務、建物等の移転補償に関する業務)

FAX 048-873-3193

E-mail higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp



事務所紹介
QRコード

